

自己点検・評価実施要領

(平成 30 年 4 月 1 日実施)

大阪河崎リハビリテーション大学

大阪河崎リハビリテーション大学 自己点検・評価実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、大阪河崎リハビリテーション大学自己点検・評価委員会規程第2条に定める任務の遂行と諸事項の協議決定及び実施に関する細目を定めるものである。

2 この実施要領にもとづく自己点検・評価活動は、全学的観点に立って行うものであるが、本学内の個々の部署・機関と連携を保ち協力し合うことはもとより、各部署・機関の立場を尊重するように努める。

(自己点検・評価項目)

第2条 自己点検・評価活動の対象領域は、本学の教育研究に関する全学的問題であり、その分野を次のように区分する。

- (1) 使命・目的等
- (2) 学生
- (3) 教育課程
- (4) 教員・職員
- (5) 経営・管理と財務
- (6) 内部質保証
- (7) 社会貢献
- (8) 研究

(自己点検・評価結果への対応)

第3条 点検・評価は、担当分野ごとに、原則、毎年度の5月1日時点のデータを基に文書で自己点検・評価室長に報告しなければならない。

2 評価委員会は、これを受けて報告書を作成し、教授会及び理事会に提出する。

3 点検・評価の結果は、ホームページ等を通じて公表するものとする。

4 各構成員及び各専攻、部局は、点検・評価の結果を真摯に受け止め、教育・研究及びその管理運営の各分野において、それぞれの活動の水準向上と活性化に努めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この実施要領は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この実施要領は、平成 23 年 5 月 23 日から実施する。

附 則

この実施要領は、平成 28 年 5 月 17 日から実施する。

附 則

この実施要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この実施要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。